

件名	認可外保育施設の保育料への支援について
受付日	令和3年1月28日
ご意見・ご提案の概要	認可外保育施設に通う多子世帯の保育料を支援してほしい。
県の考え方	<p>令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設を利用する保育の必要性の認定を受けた3～5歳のお子様については、月額3万7千円までの保育料が無償となり、0～2歳のお子様についても、住民税非課税のご家庭は月額4万2千円までの保育料が無償となっております。</p> <p>こうしたなか、県では市町村とともに、国の定める指導監督基準を遵守する認可外保育施設等を利用する方々のうち、世帯所得が約470万円未満の世帯を対象に、第3子以降で3歳未満のお子様の月額4万2千円までの保育料を補助しております。</p>
担当課	健康福祉部 子育て支援課